第二、第三年度の審査の申出

資産の区分				申出の可否
土地	前年度の賦課 期日(1月1 日)に所在し た土地	前年度の価格が 据え置かれてい る土地	特別の事情 _※ があったため評価 替えを行うべきである旨を申し 立てる場合	\circ
			地価の下落があったため修正基準 _{※※} に基づき価格の修正をすべき旨を申し立てる場合	0
			上記以外の場合	×
		分合筆など特別の事情 _※ があったため評価替えが 行われた土地		0
		地価の下落があったため修正基準 _{※※} に基づき価 格を修正した土地		\circ
	当年度に新たに固定資産税が課税された土地			\circ
家 屋	前年度の賦課 期日(1月1 日)に所在し た家屋	前年度の価格が 据え置かれてい る家屋	特別の事情 _※ があったため評価 替えを行うべきである旨を申し 立てる場合	\circ
			上記以外の場合	×
		増改築、損壊など特別の事情 _※ があったため評価 替えが行われた家屋		\circ
	当年度に新たに固定資産税が課税された家屋			\bigcirc
償却資産				

特別の事情※

土地・・分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化があった場合をいいます。周辺 の環境変化による地価の値上がり等は含まれません。

家屋・・・増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来した場合をいいま す。簡単な修理・修繕等は含まれません。

修正基準※※

土地の価格は原則3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うことができるとされています。